

ワンポイント会計基準

vol.290 企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準 (案)」等の公表について 10

2023 年 5 月 2 日に企業会計基準委員会より企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準 (案)」等(以下、公開草案)が公表されています。

今回は、公表された内容のうち「貸手におけるファイナンス・リースの会計処理」に関する概要を現行の会計処理と比較してご紹介します。

貸手の会計処理については、IFRS 第 16 号及び Topic 842 とともに抜本的な改正が行われていないため、以下の 2 点を除き、基本的に、現行の企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」(以下、企業会計基準第 13 号)の定めを維持することが提案されています。

(ア)企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」との整合性を図る点

(イ)リースの定義及びリースの識別

1. 公開草案の貸手におけるファイナンス・リースの会計処理

公開草案では以下の (1), (2) の 2 種類の会計処理が提案されており、貸手はリースを行う状況に応じていずれかを適用することになります (公開草案適用指針第 67、68、74 項)。

(1) 製品又は商品を販売することを主たる事業としている企業が、同時に貸手として同一の製品又は商品を原資産としてリースを行う場合

(ア) リース開始日に、貸手のリース料からこれに含まれている利息相当額を控除した金額で売上高を計上し、同額でリース投資資産を計上する。また、原資産の帳簿価額により売上原価を計上し、原資産を借手の使用に供するために支払う付随費用がある場合、当該付随費用を売上原価に含める。

(イ) 各期に受け取る貸手のリース料を利息相当額とリース投資資産の元本回収とに区分し、前者を各期の損益として処理し、後者をリース投資資産の元本回収額として会計処理を行う。

(2) (1) 以外の場合

- (ア) リース開始日に、原資産の現金購入価額（原資産を借手の使用に供するために支払う付随費用がある場合は、これを含める。）により、リース投資資産を計上する。
- (イ) 受取リース料の会計処理は、利息相当額とリース投資資産の元本回収とに区分し、前者を各期の損益として処理し、後者をリース投資資産の元本回収額として会計処理を行う。

2. 現行の会計処理からの変更点及び同様の点

現行のリース会計基準等では、貸手のファイナンスリースの会計処理について以下の3つの方法の選択適用が認められています。

- (A) リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法
- (B) リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法（本会計基準案等により廃止）
- (C) 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法

本公開草案では、収益認識会計基準において割賦基準が認められなくなったこととの整合性を考慮し、(B)の方法を廃止することが提案されています。さらに、(A)の方法の採用については、収益認識会計基準との整合性を考慮し、貸手が原資産と同一の製品または商品を販売することを主たる事業としている場合に限定するとされています。

以上